

社会福祉法人会計基準制定に伴う対応について～指導指針等の一部改正について～

○背景

社会福祉法人の会計基準については、従前、社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年2月17日社援310号）（以下「旧会計基準」という。）により行われていたが、平成23年7月27日連名局长通知により、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と言う。）が制定されたところである。

この連名局长通知において、介護保険事業等における会計処理の通知として、指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱い（平成12年3月10日老計8号）（以下「指導指針」と言う。）が一部改正するものとされた。

上記、会計基準において、社会福祉法人の適用は24年度からとされたが、完全施行は27年度以降となり、移行期間（24年度～26年度）が設けられた。

このため、指導指針の一部改正にあたって、会計基準に移行していない社会福祉法人の会計処理を行いうものとして残存させつつ、移行した社会福祉法人が、介護保険事業等の会計処理を行う際の解釈を示すことが必要となつたところである。

○ 会計基準と基本的な関連通知の位置づけ（参考資料1）

現行

社会福祉法人等における会計処理について、23年度までの関連通知の位置づけとしては、「旧会計基準」と「指導指針」が会計処理の基本として制定されていた。

この会計処理における運用解釈として平成12年2月17日社援施6号通知のほか、旧会計基準と指導指針の関係を繋げる当面の運用通知（平成12年12月19日社援施49号・老計55号）が発出されていた。

なお、資金の取扱いを示すものとして、特別養護ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年3月10日老188号）が示されていた。

今回の改正

平成23年7月に制定された社会福祉法人会計基準については、従来の会計処理である「旧会計基準」に「指導指針」の内容等が取り込まれたものとなつている。

会計基準への移行にあたって、26年度までは旧来の会計処理も可能としており、介護保険事業等においても、指導指針や当面の運用通知も存続することとなつてている。

この状況下を踏まえ、老健局における24年度に向けた通知改正では、会計基準に係る運用解釈を行う取扱通知を用意する考え方である。

なお、特別養護ホームにおける繰越金等の取扱い等についても、会計基準の制定に伴う字句の修正等を行う考え方である。

○ 今回の通知の整理（参考資料2）

会計基準

会計基準については、24年度からの適用とされており、移行期間（24年度～26年度）を設定しつつ、27年度以降は完全適用となっている。

このため、旧会計基準（平成12年2月17日付け社援310号）については、26年度までの間、会計処理として使用することは可能となっている。

指導指針

介護保険事業の指定基準において、会計を区分するよう要請されていることを受けて、指定介護老人福祉施設等における会計処理を示している指導指針は、移行期間中、使用することは可能としている。

それらを踏まえて、今回の通知改正において、指導指針については、字句の修正及び時限措置の追記を行う。

なお、27年度以降、全ての社会福祉法人が会計基準へ移行するため、指導指針は社会福祉法人以外の事業者が使用する際の参考としていく。

取扱通知

介護保険事業等に係る会計基準の解釈については、取扱通知を新規に作成するものとし、この取扱通知において、会計基準により作成した財務諸表等にあつては、指定基準が求める「会計を区分する」ことになるものとの規定を設ける。

また、取扱通知の内容については、会計基準に移行した介護保険事業等を行う社会福祉法人が会計基準により会計処理を行う際、その補足を行うものとして、指導指針等の中から必要な部分を抽出したものである。

疑義照会等

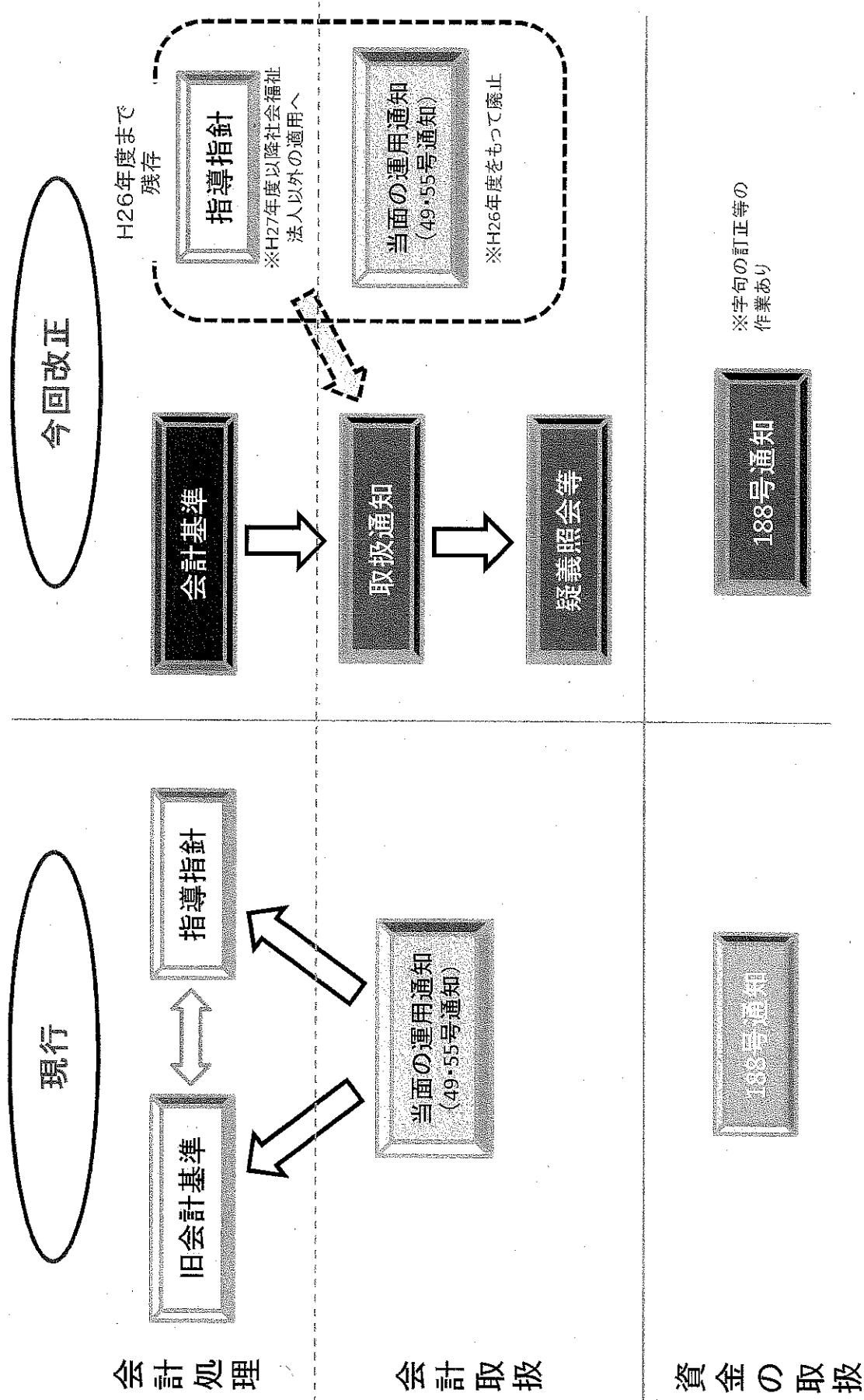
疑義照会及び移行整理調整表（案）については、現在調整中であり、追つて通知していく予定である。

当面の運用通知

当面の運用通知は、「旧会計基準」と「指導指針」をつなぐ特例措置を示したものであるが、26年度まで存置して、27年度以降は廃止される予定である。

【図解】会計基準と基本的な開連通知の位置づけ

参考資料1



会計基準制定に伴う指導指針等の対応について

参考資料2

